

札 障 第 951 号
平成 23 年（2011 年）6 月 2 日

各障害福祉サービス事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局
障がい福祉担当部長 天田 孝

ケアホーム、グループホームの体験利用に係る支給決定有効期間の変更について

平素は本市障がい福祉行政に御協力いただきありがとうございます。
標記の件について、体験利用に係る申請手続きの簡素化及び利用の促進を図るため、
下記のとおり変更しましたのでお知らせいたします。

記

1 変更内容

支給決定の有効期間を次のように変更する。

現 行	変更後
支給有効期間始期から 1 年の範囲内で一連の体験利用が終了するまでの期間。 <u>ただし、体験利用後、次の利用まで 1 ヶ月以上期間が空く場合は、その都度支給決定を行うこととする。</u>	支給有効期間始期から 1 年の範囲内で一連の体験利用が終了するまでの期間。 (削除)

2 適用年月日

平成 23 年 6 月 1 日以降の支給決定に適用

3 留意事項

体験利用は支給決定開始日より、1 年間で最大 50 日、1 回当たり連続 30 日に限り行うことができます。実施にあたっては、継続的な利用に移行するための課題、目標、体験期間及び留意事項等を共同生活介護（共同生活援助）計画に位置付けるなどの適切な支援をお願いいたします。

〒060-8611

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市障がい福祉課給付管理係（担当：荘司）

TEL 011-211-2938 FAX 011-218-5181

E-mail sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp